



2023年4月から1ヶ月に60時間を超える残業代の割り増し率が50%になります ～ 残業時間を確認して、人件費の見直しを検討しましょう ～

■ どんな会社が対象になるのか？

これまでは、大企業が対象となっていました。2023年4月からは、**すべての企業が対象**になります。

■ 企業の負担はどのくらい増えるのか？

これまで中小企業の残業代は、時給単価の**25%以上の割り増し率**となっていました。

今回の法改正により、**休日勤務を含む残業時間が60時間を超えた分については、50%以上の割り増し率**となります。**60時間以下の分については、従来通り25%以上の割り増し率**となります。

割り増しで給料を支払う場合、次の表に記載されている以上の割り増し率での支払いが必要です。

【 2023年3月まで 】

ケース	大企業		中小企業	
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超
平日の残業	25%	50%	25%	
平日の深夜	25%	25%	25%	
平日の残業かつ深夜	50%	75%	50%	
休日(※)	35%		35%	
休日(※)の深夜	60%		60%	

【 2023年4月から 】

ケース	全ての企業	
	60時間以下	60時間超
平日の残業	25%	50%
平日の深夜	25%	25%
平日の残業かつ深夜	50%	75%
休日(※)	35%	
休日(※)の深夜	60%	

※ 休日 … 毎週1日もしくは、4週間を通じて4日以上必ず取らなくてはならない休日

■ 今後締結する36協定届(時間外・休日労働に関する協定届)の内容を検討しましょう。

特別条項を締結している会社、建設業などの業種で1ヶ月に60時間超を設定し、実際に60時間超の残業が発生している会社は、2023年4月以降に人件費が大幅に増えることが予想されます。

そのため、以下の事項を確認の上、残業時間の設定についてご検討ください。

■ 見直しのポイント

① 残業時間数と人件費の把握

現時点で60時間超の残業が発生している場合、2023年4月以降にどのくらい会社の費用(人件費など)が増えるかシミュレーションしてみましょう。

② 人員体制の見直し

仕事が特定の社員に偏り残業時間が60時間超となっている場合、人員体制を見直し、残業時間を分散する。

③ 作業工程の見直し

今まで以上に作業効率を上げて残業時間を削減する。

④ 新規設備の導入

新規設備やシステムの導入により、生産性を向上させ、残業時間を削減できるかご確認ください。導入に際して、助成金を活用できるケースがありますので、あおば事務所にご相談ください。

⑤ 社員採用

社員の採用により、残業時間を分散させ、残業時間数を削減する。

⑥ 代替休暇制度の導入

代替休暇制度とは、一言でいうと『60時間を超える残業をした社員に超えた分を有給として与える制度』です。導入にあたっては労使協定の締結も必要です。制度の詳細については、あおば事務所までお問合せください。

■ お知らせ ■

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置について、令和4年12月1日以降は下記の助成内容に変更となります。(11月2日時点での予定)

大企業:原則2分の1(日額上限8,355円) 中小企業:原則3分の2(日額上限8,355円)

ただし、特に業況が厳しい(直近3か月の平均と、過去3年のうち、いずれかの同期比較で30%以上減少している)事業主に関しては令和5年1月末まで**大企業、中小企業ともに(日額上限9,000円)**の助成内容となります。

■ あおば事務所の年末年始休業ほか ■

- 12月16日(金)は全社員研修のため、午後(12時~18時)の業務は休業とさせていただきます。ご迷惑をお掛けして誠に申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願い致します。
- 令和4年12月29日(木)~令和5年1月5日(木)午前中まで年末年始休業させていただきます。



■ 賞与のご連絡をお願いします ■

賞与を支給した場合には社会保険の届け出が必要ですので、あおば事務所までご連絡ください。

賞与支給月に支給がなかった場合も不支給の届出をしますのでご連絡ください。

なお、賞与の計算で**ご本人負担分を控除する際の協会けんぽの保険料率**をお知らせいたします。

健康保険 4.855%(埼玉)、4.905%(東京)、4.885%(茨城)、4.865%(群馬)、4.925%(神奈川)

介護保険 0.82%(40歳以上65歳未満の方)、**厚生年金** 9.15%、**雇用保険** 0.5%(建設業は0.6%)

① 賞与の社会保険料を計算する際には支給額千円未満の端数は切り捨てた額をもとに計算します。たとえば賞与額が123,456円の場合は123,000円としてこの額に上記保険料率を掛けて計算します。※雇用保険料は千円未満を切り捨てない金額で計算します。

② 上限額を超えた部分には保険料がかかりません。

健康保険 1年度で573万円(4月~3月までの賞与額の累計)

厚生年金 1回の支払い額が150万円(同月に複数回の支払いがある場合はその合計額)

